

協働と参加 情報共有で まちづくり



③

市民参加の

時期と方法は？

市民参加とは、具体的な施策や事業の計画段階で市民の皆さんの意見や提案を求め、それらを実際の施策などの案に反映させていくことです。ですから、市民参加を行う時期は、当然のことながら、その施策や事業を決定する前ということになります。

それでは、決定前ならいつでもよいのでしょうか。仮に、最終案を決定する直前に市民参加を行ったとしても、この時期では、既に大幅な事業の変更や修正は困難ですから、意見を反映させる余地はあまり残されていません。十分な市民参加を行っていくためには、その施策についての判断材料を提供できる段階で、適切な時期に実施することが必要になります。

市民参加の方法としては、条例上、次の6つの方法が規定されています。

- ① 審議会等
- ② パブリック・コメント
- ③ 市民懇談会
- ④ ワークシヨップ
- ⑤ アンケート
- ⑥ 市民政策提案

これらの方法のうちから、対象となる施策や事業の性質、影響、市民の皆さんの関心度などを考慮しながら、それぞれの施策や事業に適した方法で、適切な時期に意見を求めていく、これが、市民参加を進めていく上で非常に大切なことです。

意見を出そう！



問合せ

地域協働課（内線3

23）